

1 船引小学校PTA規約

【 第 1 章 名 称 】

第 1 条 本会は、船引小学校 P T A と称し、事務局を船引小学校内におく。

【 第 2 章 目 的 】

第 2 条 本会は、児童の健全な育成をはかり、あわせて会員相互の教養を高めることを目的とする。

【 第 3 章 事 業 】

第 3 条 本会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。
1 学校、家庭における教育の理解と振興をはかる事業。
2 児童の生活環境をよくするための事業。
3 児童の校外生活をよくするための事業。
4 児童の健康・安全をはかるための事業。
5 会員相互の教養を高めるための事業。
6 その他本会の目的達成に必要な事業。

【 第 4 章 方 針 】

第 4 条 本会は、前条の事業を行い、その目的を達成するために次の方針によるものとする。
1 児童福祉のために活動する他の社会的諸団体及び機関と協力する。
2 国及び地方公共団体の適正な教育予算を確保するための努力をする。
3 本会並びに役員の名において、営利的・宗教的・政党的な活動をしてはならない。
4 本会は、自主独立のものであって、他のいかなる団体の支配、統制、干渉も受けてはならない。
5 本会は、教育関係者と協力し、その活動を援助するが、直接に学校の管理や教員の人事に干渉してはならない。

【 第 5 章 会 員 】

第 5 条 本会の会員は、本校児童の父母（または親権者）と本校教職員とする。その他、本会の趣旨に賛同するものとする。

【 第 6 章 経 理 】

第 6 条 本会の経理は、会費その他の収入をもってこれにあてる。

第 7 条 本会の会計年度は、定期総会当日より次年度定期総会前日までとする。

【 第 7 章 役 員 】

第 8 条 本会に、次の役員をおく。

1	会 長	・	・	・	・	・	・	・	・	1 名	保護者
2	副会長	・	・	・	・	・	・	・	・	3 名	保護者 2 名と教頭
3	庶務	・	・	・	・	・	・	・	・	4 名	保護者 2 名と教職員 2 名
4	会計	・	・	・	・	・	・	・	・	3 名	保護者 2 名と教職員 1 名
5	監事	・	・	・	・	・	・	・	・	3 名	保護者 2 名と教職員 1 名

○ 役員任期は 1 年とする。但し再任を妨げない。

第 9 条 役員は、次の通りとする。

- 1 会長は、総会及び運営委員会を主宰し、本会を代表し会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時はその代理をつとめる。
- 3 庶務は、本会の事務をつかさどる。
- 4 会計は、本会の会計をつかさどる。
- 5 監事は、本会の会計監査をし、総会に報告する。

第 10 条 役員は、次の通りとする。

- 1 会長・副会長及び監事は、総会において選出する。
- 2 庶務並びに会計は、会長が委嘱する。

第 11 条 役員は兼任は認めない。

第 12 条 本会に顧問をおくことができる。

【 第 8 章 会 議 】

第 13 条 本会に次の会議をおく。

- 1 総 会
- 2 役 員 会
- 3 委 員 会（運営・専門）

- 第14条 総会は年1回開く。但し会長が必要だと認めた場合は臨時に開くことができる。
○ 総会の定数は、委任を含めた会員の5分の1以上とし、決議は過半数の同意を必要とする。
- 第15条 役員会は、第8条の監事を除く役員をもって構成し、必要に応じて会長が招集する。
- 第16条 運営委員会は、本会の役員、各専門委員長、学年委員長をもって構成し、次の任務を負う。
1 総会に提出する報告書並びに議題を審議する。
2 事業の運営について審議し執行する。
3 必要により特別委員会を設け、任務はその都度定める。
4 その他本会のために必要な事項を審議し執行する。
○ 運営委員会は、会長がこれを招集する。
○ 委員長が出席できない場合は、他の委員が代行できるものとする。
- 第17条 専門委員会は、各学年委員、教職員をもって構成し、専門的事項について企画・運営にあたる。専門委員会には、委員長1名・副委員長1名・庶務1名・委員若干名をおき、その選出はそれぞれの委員会の互選によるものとする。
各委員会は、次の任務を負う。
1 教養委員会は、会員の教養を高めるための企画運営にあたる。
2 厚生委員会は、児童及び会員の保健・安全・福祉に関する企画運営及び学校給食の運営に協力する。
○ 専門委員会は、各委員長がこれを招集する。
但し必要に応じて会長がこれを招集することができる。
- 第18条 校長はすべての会議に出席して発言することができる。
- 付 則
1 本会の会費は、総会においてその額を決める。
2 規約は、総会において出席者の3分の2以上の賛成により改正することができる。
3 本会の運営に関し必要な細則は、規約に反しない限り運営委員会において制定改廃することができる。
4 本会役員引継ぎは、年度始めに行う。
5 本会に次の簿冊を備える。
1 役員名簿
2 会計簿
6 この規約は、昭和51年3月27日より改正施行する。
7 規約改正
(1)昭和59年3月17日一部改正
(2)平成7年3月30日一部改正 第9条「子供貯金利子の」を削除。
(3)平成9年3月7日一部改正
(4)平成12年3月3日一部改正 専門委員会の中に学級委員を加える。
(5)平成20年3月4日一部改正 副会長を1名追加。
(6)平成22年3月4日一部改正 副会長・会計を1名ずつ追加。
(7)平成25年2月27日一部改正 給食会計監査を削除。
(8)令和4年3月18日一部改正 副会長数5名から3名に削減・環境委員会及び広報委員会の廃止・会員名簿及び会誌の廃止。
(9)令和6年2月22日一部改正 第16条から、方部委員長を削除
第17条から、方部委員を削除
第17条3項を削除。

2 細 則

【 第 1 章 学級 P T A 】

- 第1条 本会は、学級ごとに学級 P T A を組織する。
- 第2条 学級 P T A は、委員長1名・副委員長1名を年度初めに選び、会の運営にあたる。
学級正副委員長は、学級行事や、学級活動の運営に当たり、副委員長は本会の各専門委員会に属し、本会の運営にあたる
- 第3条 学級 P T A は、学級における児童の健全育成と会員相互の教養を高めるための企画運営にあたる。

【 第 2 章 学年 P T A 】

- 第4条 本会は、学年ごとに学年 P T A を組織する。

第 5 条 学年 P T A は、各学級から委員長 1 名・副委員長 1 名を選び、会の運営にあたる。副委員長は専門委員会に所属して、専門委員委員会委員としても活動する。また、学級委員長の中から学年委員長 1 名、学年副委員長 1 名を選出する。

第 6 条 学年 P T A は、該当学年の学級 P T A の共通的問題の連絡調整にあたるほか、学級 P T A の意見を反映させるための企画運営にあたる。

第 7 条 学年委員会は、各学年 P T A 正副委員長をもって構成し、学年間の行事計画等の連絡調整にあたり、必要に応じて特別委員会を開くことができる。総括については、6 学年の委員長があたる。

第 1 2 条 この規程は、平成 5 年 4 月 1 日より施行する。

付 則 規約改正

(1)平成 7 年 3 月 3 0 日一部改正 第 8 条「学年 P T A 委員長は、子供貯金評議委員となる。」を削除

(2)平成 9 年 3 月 7 日一部改正

(3)平成 1 2 年 3 月 3 日一部改正

(4)令和 2 年 2 月 7 日一部改正

(5)令和 4 年 3 月 1 8 日一部改正

学級 P T A に委員 2 名を加える。

第 1 2 条「各方部委員長は、給食特別委員となる」を削除。

第 1 0 条・第 1 1 条改正

(6)令和 5 年 2 月 1 7 日一部改正

(7)令和 6 年 2 月 2 2 日一部改正

第 3 章・第 8 条・第 9 条・第 1 0 条・第 1 1 条を削除。

3 船引小学校 P T A 慶弔規程

第 1 条 船引小学校 P T A (以下本会という)規約付則第 3 項により慶弔規程を設ける。

第 2 条 本会の慶弔金は、次の通りとする。

1 本会会員(本校児童の父母または親権者)死亡のときは弔慰金と花輪をおくる。会葬者 会長

2 本校児童死亡のときは弔慰金と花輪をおくる。会葬者 学級委員長

3 慶弔金については、役員会で協議する。

4 教職員が転退職する場合は、離任式に花束を贈る。

5 その他会長が必要と認めたときは弔慰金をおくることができる。

第 3 条 本会会員が火災その他の災害にあった場合は、役員会で協議する。

第 4 条 会長・副会長が退任した場合は、役員会で協議のうえ感謝状と記念品(額)を贈る。

この規程は、昭和 5 6 年 3 月 2 6 日より施行する。

付 則 規約改正

(1)昭和 5 9 年 3 月 1 7 日一部改正

(2)平成 1 6 年 2 月 1 9 日一部改正

(3)平成 1 7 年 2 月 1 7 日一部改正

(4)令和 4 年 3 月 1 8 日一部改正

教職員への餞別の廃止

慶弔金について役員会の協議とする。

第 2 条 4 項を追加・第 4 条の変更

4 船引小学校 P T A 旅費規程

第 1 条 船引小学校 P T A (以下本会という)付則第 3 項により旅費規定を設ける。

第 2 条 この規程は、会長または会長より依頼を受けた者が本会を代表して出席する場合に適用する。

第 3 条 本会の旅費額は、次の通りとする。

1 旅費は、車賃・宿泊費の実費と食費をあわせた額を支給することを原則とする。ガソリン代等

2 食費の額は、1 日 1, 0 0 0 円以内とする。

3 参加人員が多数の場合は、会長の裁量によることができる。

第 4 条 この規程は、本会の会合には適用しない。

第 5 条 この規程は、昭和 5 0 年 3 月 2 7 日より施行する。

付 則 規約改正

(1)平成 4 年 3 月 2 6 日一部規約改正